

鳥取市水道局指定給水装置工事事業者

指定事項に変更があった場合の手続きについて

- 指定事項に変更があった場合、「指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書」(様式第10)を提出してください。(変更日から30日以内に手続きが必要)
- 添付書類は次のとおりです。様式第2、様式第10は水道局ホームページからダウンロードできます。

【添付書類】

法人の場合

変更事項 \ 添付書類	誓約書 (様式第2)	定款 (写し) (直近のもの)	登記事項証明書 又は 登記簿謄本 (発行から3カ月以内)	位置図 及び 外観写真
名称変更		○	○	
代表者氏名(改姓等)			○	
代表者交代	○	○	○	
本社住所		○	○	○
役員氏名(改姓等)			○	
役員就任・解任	○		○	

個人の場合

変更事項 \ 添付書類	住民票 (発行から3カ月以内 本籍・個人番号不要)	位置図 及び 外観写真	指定事業者証
代表者	廃止届を提出後、別途新規申請を行う		返納
氏名(改姓等)	○		
住所	○	○	

【申請場所】

鳥取市国安210番地3 鳥取市水道局
給水維持課 給水管理係 電話 0857-53-7932